

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1516号)

平成30年7月24日

横情審答申第1516号

平成30年7月24日

横浜市会議長 松本 研 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年4月19日議総第117号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市の所有する文書の電子化に関する条令、紙文書の電子化率を示す図書」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「横浜市の所有する文書の電子化に関する条例、紙文書の電子化率を示す図書」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市の所有する文書の電子化に関する条例、紙文書の電子化率を示す図書」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が平成29年3月10日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市議会局（以下「議会局」という。）の所管する行政文書の電子化に関する条例や規程は制定されておらず、存在していない。また、横浜市議会局行政文書管理規程（平成12年6月横浜市会規程第1号。以下「議会局文書管理規程」という。）及び横浜市議会局行政文書取扱要綱（平成12年6月21日制定。以下「議会局文書取扱要綱」という。）に、電子化に関する記載はない。したがって、議会局では対象とされた行政文書について作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
- (2) 議会局では、「紙文書の電子化率を示す図書」に該当すると考えられる行政文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

非開示理由に納得ができない。文書がないのは嘘だと思う。

5 審査会の判断

(1) 議会局の文書管理に係る事務について

議会局では、議会局文書管理規程及び議会局文書取扱要綱に基づき、文書管理に係る事務を行っている。

議会局文書管理規程は、行政文書の適正な管理を図ることを目的として、議会局の行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄並びに管理組織に関する基本的な事項を定めている。また、議会局文書取扱要綱は、議会局の行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄並びに管理組織について必要な事項を定めている。

(2) 本件審査請求文書について

本件に係る開示請求書には、「横浜市の所有する文書の電子化に関する条令」及び「紙文書の電子化率を示す図書」と記載されているが、請求先実施機関として、横浜市会議長が指定されている。また、審査請求人は、本件に係る開示請求書を提出する以前に、横浜市長に対して本件に係る開示請求と同内容の請求を行っていたとの事情も認められた。

したがって、対象とされた行政文書は、「文書の電子化に関する条令、紙文書の電子化率を示す図書」が記載された市長部局が保有する文書ではなく、「文書の電子化に関する条例」及び「紙文書の電子化率を示す図書」が記載された議会局の保有する文書と解される。

なお、電子化とは、一般的には紙文書を電子データ化することをいうため、当審査会としても、その前提に基づき以下検討する。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 行政文書の電子化に関する条例が記載された文書の不存在について

(ア) 実施機関は、行政文書の電子化に関する条例及び規程を制定しておらず、議会局文書管理規程及び議会局文書取扱要綱にも行政文書の電子化に関する記載がないため、行政文書の電子化に関する条例が記載された文書は保有していないと説明している。

(イ) そこで、議会局の所管する条例を確認したが、行政文書の電子化や電子文書の管理に係る条例は存在しなかった。また、議会局の文書管理に係る事務規程である議会局文書管理規程及び議会局文書取扱要綱も確認したが、行政文書の電子化や電子文書の管理に係る記載は確認できなかった。

(ウ) 念のため、実施機関に、電子文書の管理に関する業務を議会局で行っていない

いか確認したが、電子文書の管理を含む行政文書管理に係る総合的な指導及び調整業務については、市長部局の総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課（以下「行政・情報マネジメント課」という。）が所管しているため、議会局では電子文書の管理に関する独自の業務や要綱の策定は行っていないとの説明があった。

(エ) なお、議会局が所管する条例以外の横浜市条例が記載された文書を実施機関が保有していないか確認したが、議会局が所管する条例以外の条例で実施機関が文書として保有しているものは、例規集（横浜市総務局 編集）のみとのことであった。横浜市例規集は市立図書館その他これに類する市の施設である市民情報センターに、「市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等」として配架されているとのことであるから、仮に横浜市例規集に行政文書の電子化に関する条例が記載されていたとしても、情報公開条例第17条第3項に該当し、開示請求の対象外の文書である。

(オ) したがって、実施機関において、行政文書の電子化に関する条例等が記載された文書の存在は確認できず、ほかに当該文書の存在を推認させる事情も認められない。

よって、行政文書の電子化に関する条例が記載された文書を保有していないとの実施機関の説明は是認できる。

イ 紙文書の電子化率を示す図書の不存在について

(ア) 実施機関は、紙文書の電子化率を示す図書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明している。

(イ) 上記ア(ウ)で述べたとおり、議会局では電子文書の管理に関する独自の業務や要綱の策定を行っていないと実施機関は説明している。念のため、行政・情報マネジメント課に、紙文書の電子化率に関する文書を保有していないか確認したところ、横浜市の保有する全ての文書のうち電子データ化されているものの割合が記載された文書は、行政・情報マネジメント課でも保有していないとの説明があった。

なお、議会局の文書も含めた横浜市の保有する全ての文書の文書管理システムにおける横浜市全体の電子決裁率が記載された文書であれば市長部局の行政・情報マネジメント課で保有しているとの説明があったが、実施機関では議

会局における電子決裁率が記載された文書も保有していないとのことであった。

(ウ) 以上のとおり、議会局においては紙文書の電子化に係る業務を行っていないことから、紙文書の電子化率に関する文書を保有していないとの実施機関の説明は首肯できる。また、審査請求人の求める文書が存在することを推認させる特段の事情も認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書は保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年4月19日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年5月18日 (第213回第三部会) 平成29年5月19日 (第303回第一部会) 平成29年5月26日 (第315回第二部会)	・諮問の報告
平成29年12月19日 (第310回第一部会)	・審議
平成30年3月27日 (第313回第一部会)	・審議
平成30年4月24日 (第314回第一部会)	・審議
平成30年5月18日 (第315回第一部会)	・審議
平成30年6月26日 (第316回第一部会)	・審議